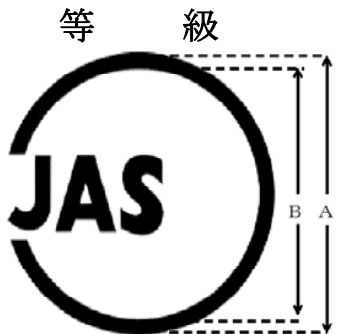
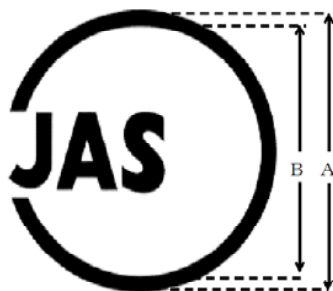


改正後	改正前
<p>単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定に基づき行う単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>2 格付の表示の様式</p> <p>2.1 造作用単板積層材 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からe)までのおりとする。</p> <p>(図略)</p> <p style="text-align: center;">図1—造作用単板積層材の格付の表示の様式</p> <p>a) <u>Aは20mm以上とし、BはAの9/10としなければならない。</u></p> <p>b) <u>JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。</u></p> <p>c) <u>等級を表す文字の高さは、Aの1/5としなければならない。</u></p> <p>d) <u>等級は、1等又は2等の別を記載しなければならない。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。</u></p> <p>e) <u>認証機関名は、略称を記載することができる。</u></p> <p>2.2 構造用単板積層材 格付の表示の様式は図2とし、次のa)からc)までのおりとする。</p>	<p>単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>(新設)</p> <p>二 表示の様式</p> <p>1 造作用単板積層材 (新設)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>Aは20ミリメートル以上とし、BはAの9/10とする。</u></p> <p>(2) <u>JASの文字の高さは、Aの3/10とする。</u></p> <p>(3) <u>等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。</u></p> <p>(4) <u>等級は、1等又は2等の別を記載する。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。</u></p> <p>(5) <u>認証機関名は、略称を記載することができる。</u></p> <p>2 構造用単板積層材 (新設)</p>



認 証 機 関 名

図 2 - 構造用単板積層材の格付の表示の様式

a) A は、20 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。

b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。

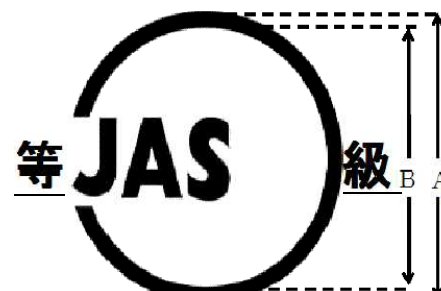
(削る)

(削る)

c) 認証機関名は、略称を記載することができる。

3 格付の表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各りごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印しなければならない。



認 証 機 関 名

(新設)

(1) A は 20 ミリメートル以上とし、B は A の 9 / 10 とする。

(2) JAS の文字の高さは、A の 3 / 10 とする。

(3) 等級を表す文字の高さは、A の 1 / 5 とする。

(4) 等級は、特級、1 級又は 2 級の別を記載する。ただし、B 種構造用単板積層材にあつては、等級の表示を省略する。

(5) 認証機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付の都度、各枚、各本又は各りごとに、見やすい箇所にちよう付し、又は押印するものとする。